



温暖化対策に必要なのは

職員の

やる気

平成28年3月

吉川市

## 目次

第1章 基本的事項	・・・ 2
1-1 計画の位置付け	
1-2 基準年度、計画期間及び目標年度	
1-3 対象の範囲	
第2章 温室効果ガス排出量の現状と目標	・・・ 4
2-1 基準年度における温室効果ガス総排出量	
2-2 全体目標	
2-3 分野別目標	
第3章 温室効果ガス総排出量の3つの削減アクション	・・・ 5
3-1 削減アクション1 施設・設備等における省エネルギー等の推進	
3-2 削減アクション2 低炭素型エネルギー供給の導入促進	
3-3 削減アクション3 職員の省エネルギー行動の推進	
第4章 計画の進行管理	・・・ 8
4-1 推進体制	
4-2 職員啓発・研修	

## 第1章 基本的事項

### 1-1 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく、地方公共団体実行計画として策定するものであり、当市の事務及び事業の実施にあたっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量を削減するための取組みを実践し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### 1-2 基準年度、計画期間及び目標年度

基準年度	平成26年度
計画期間	平成28年度から32年度までの5年間
目標年度	平成32年度

### 1-3 対象の範囲

本計画の対象範囲は、当市が実施する事務事業全般とし、出先機関等を含めた組織・施設を対象とする（指定管理者制度により管理する施設について含む）。

区分	施設名
学校教育施設 (13)	吉川小学校、旭小学校、三輪野江小学校、関小学校、北谷小学校、栄小学校、中曽根小学校、美南小学校、東中学校、南中学校、中央中学校、学校給食センター、少年センター
保健福祉施設 (19)	老人福祉センター、平沼地区高齢者ふれあい広場、美南地区高齢者ふれあい広場、第一保育所、第二保育所、関学童保育室、栄学童保育室、三輪野江学童保育室、中曽根学童保育室、旭学童保育室、吉川学童保育室、北谷学童保育室、美南学童保育室、子育て支援センター、栄町子育て支援センター、美南子育て支援センター、児童館ワンダーランド、子ども発達センター、保健センター
生涯学習・スポーツ施設 (14)	中央公民館、東部地区公民館、旭地区センター、平沼地区公民館、美南地区公民館、市民交流センターおあしす、視聴覚ライブラリー、中央公民館図書室、図書館、旭地区センター図書室、郷土資料館、総合体育館、市民プール、旭公園球場
環境・農業施設 (2)	環境センター、市民農園
防災・防犯施設 (10)	加藤防災倉庫、平沼防災倉庫、東埼玉テクノポリス雨水ポンプ場、高久雨水ポンプ場、共保雨水ポンプ場、吉川中央雨水ポンプ場、吉川中央第2雨水ポンプ場、吉川駅南No.1雨水ポンプ場、吉川駅南No.2雨水ポンプ場、保第2公園防犯活動ステーション
行政施設 (5)	吉川市役所、教育委員会（庁舎別館）、駅前市民サービスセンター、東部市民サービスセンター、北部市民サービスセンター
インフラ施設 (40)	サイクル&バスライド駐輪場、吉川駅北第1自転車駐車場、吉川駅南自転車駐車場、吉川駅北第2自転車駐車場、吉川駅西口自転車駐

	車場、駅前トイレ、沼辺公園、関公園、中曽根公園、永田公園、高久第2公園、保第2公園、吉川児童公園、道庭公園、川富公園、川野公園、木売公園、高富公園、高久公園、保公園、保第3公園、きよみ野第3公園、木売第2公園、なまずの里公園、月の公園、きよみ野第4公園、ほのぼの公園、美南一丁目公園、美南二丁目公園、美南四丁目公園、美南五丁目公園、美南中央公園、吉川美南駅前公園、アクアパーク、栄町にここ公園、よこまちの杜、道庭緑地、美南駅自由通路、八鍋クリーンセンター
--	---

### 1-3-1 施設の新設

計画期間内に施設を新設した場合は、以下のとおり取り扱う。

年度当初に新設した場合	施設を新設した年度を基準年度とみなし、翌年度から対象に含める。
年度途中で新設した場合	施設を新設した年度の翌年度を基準年度とみなし、翌々年度から対象に含める。

### 1-3-2 施設の廃止

計画期間内に施設を廃止した場合は、以下のとおり取り扱う。

施設を廃止した場合	施設を廃止した年度の対象から除く。
-----------	-------------------

### 1-3-3 防災・防犯施設及びインフラ施設の取扱い

防災・防犯施設及びインフラ施設は、防災面や防犯面で必要な施設も多く、一律の電力量削減は難しいため、それぞれの基本的機能を維持することを前提として、施設目的・特性に応じた節電に取り組むこととする。

### 1-4 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」と表記。）、メタン（以下「CH<sub>4</sub>」と表記。）、一酸化二窒素（以下「N<sub>2</sub>O」と表記。）、ハイドロフルオロカーボン（以下「HFC」と表記。）とする。ただし、パーフルオロカーボン（HFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）については、当市では該当が無いため、対象から除くこととする。

二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	・石油・石炭など化石燃料の燃焼（全体の9割）
メタン（CH <sub>4</sub> ）	・化石燃料の燃焼 ・廃棄物処理に伴う排出
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	・燃料の燃焼 ・廃棄物処理に伴う排出 ・笑気ガスの使用 等
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	・カーエアコンや冷蔵庫の冷媒 等

### 1-5 排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第3条に基づく排出係数及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成23年10月環境省）」を用いて算定する。

## 第2章 温室効果ガス排出量の現状と目標

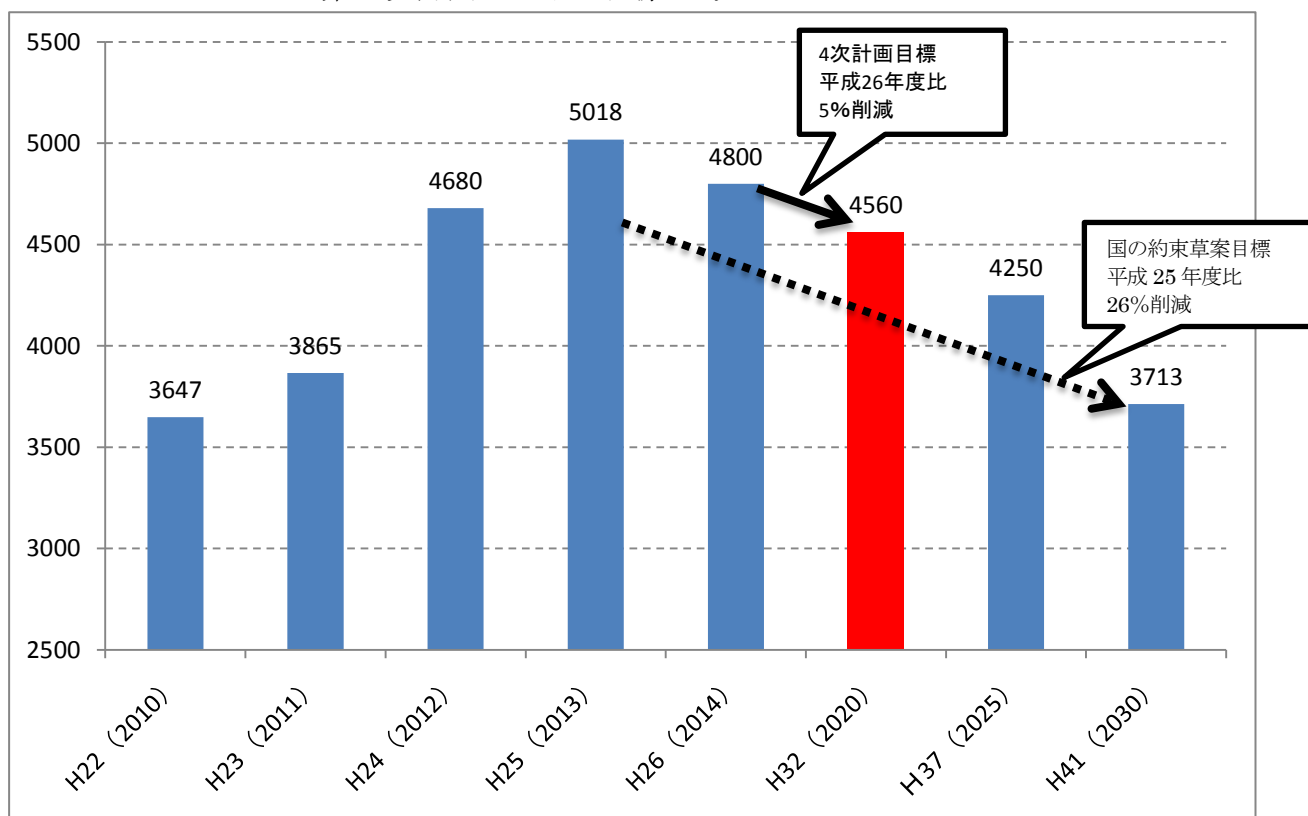
### 2-1 基準年度における温室効果ガス総排出量

平成26年度の各活動量及び温室効果ガス排出量は以下に示すとおりであり、温室効果ガスの総排出量は、4,800 t-CO<sub>2</sub>となる。このうち電気使用によるものが87%を占める。

### 2-2 全体目標

目標	平成32年度までに温室効果ガス総排出量を平成26年度比 <u>5%以上削減</u> する。
----	---

—第4次計画における目標の考え方のイメージ—



### 2-3 分野別目標

温室効果ガス排出量の削減をはかり主要目標を達成するために、排出に直接的又は間接的に関わる項目についての分野別の削減目標は次のとおりとする。

### 2-3-1 温室効果ガスの削減に直接関わる項目

	区分	削減目標（基準年度比）
電気使用量の削減		3%
燃料使用量の削減	ガソリン	25%
	灯油	5%
	軽油	
	A重油	
	LPガス	
都市ガス		

### 2-3-2 温室効果ガスの削減に間接的に関わる項目

区分	指標	目標値（基準年度比）
用紙使用量の削減	A4用紙の削減枚数	1人あたり10枚/日
グリーン購入の実施	グリーン購入の実施率	75%
廃棄物の削減	可燃物・不燃物の削減率	2%
水道使用量の削減	水道使用量の削減率	5%

## 第3章 温室効果ガス総排出量の3つの削減アクション

### 3-1 削減アクション1 施設・設備等における省エネルギー等の推進

【CO<sub>2</sub>削減量：132.41t-CO<sub>2</sub>】

対策	概要
高効率型設備機器の導入	・市有施設の新築や増改築、大規模改修等に合わせ、高効率型設備機器の導入を図る。
高効率照明の導入	・市有施設で照明機器の交換時は、LED照明灯などの高効率照明機器の導入を図る。
環境負荷の低い車の購入	・公用車の更新・新規購入する場合は、次世代自動車を含め環境負荷の低い自動車に転換を図る。
再生可能エネルギーの活用	・省エネ設備や再生可能エネルギーを活用する設備等の導入について調査・研究を行う。

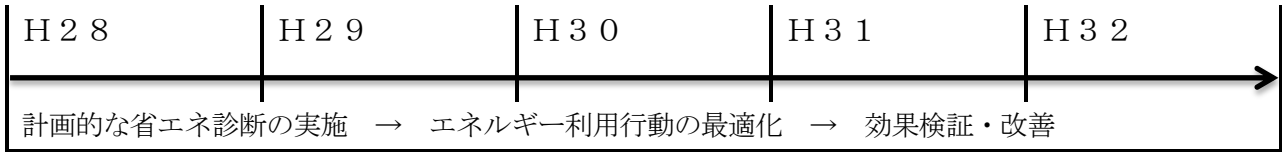
#### ■取組年次

H28	H29	H30	H31	H32
調査・検討	計画的に高効率型設備機器・高効率照明へ更新			
計画的に次世代自動車を含め環境負荷の低い自動車へ更新				

見える化の推進	・⑧主要な市有施設を対象に省エネルギー診断を実施し、各施設におけるエネルギー使用状況の見える化、エネルギー利用機器・設備の運用状況の見える化などを通じて、エネ
---------	---

	ルギー利用行動の改善、機器・設備の運用の最適化を進めます。
--	-------------------------------

**■取組年次**

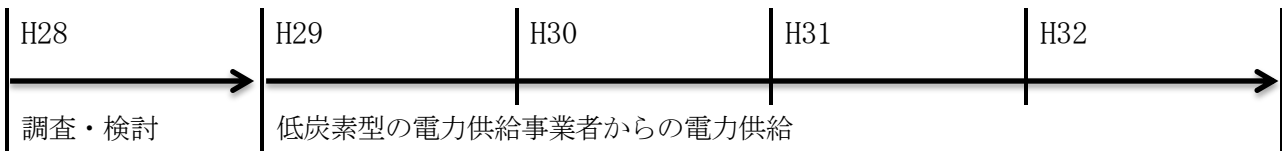


**3-2 削減アクション2 低炭素型エネルギー供給の導入**

**【CO<sub>2</sub>削減量：442t-CO<sub>2</sub>】**

⊕電気エネルギーは、その開発や発電、送配電等の流過程によって、吉川市が利用するまでのプロセス段階での温室効果ガス排出量が異なる。吉川市は、出来る限り低炭素型の電力を供給できる事業者からの電力供給へ転換を図る。

**■取組年次**

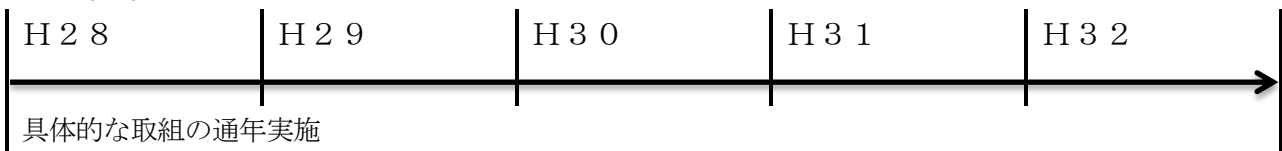


**3-3 削減アクション3 職員の省エネルギー行動の推進**

**【CO<sub>2</sub>削減量：147.85t-CO<sub>2</sub>】**

第4次吉川市環境配慮率先実行計画でも、これまでの計画と同様に職員ひとり1人の環境配慮意識の向上が重要であり、職員は、施設の設定備機能や職場の状況に応じて、下記の行動に取り組むこと。ただし、市民等利用者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

**■取組年次**



**■具体的な取り組み**

**3-3-1 電気使用量の削減**

取組分野	取組内容
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休みは窓口業務を除き消灯に努める。</li> <li>・残業時は業務に支障ない範囲で間引き・消灯を徹底する。</li> <li>・水曜庁内一斉ライトダウンを実施する。</li> <li>・廊下や階段等では自然光を活用し電気の消灯に努める。</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調は適正温度（夏28℃、冬20℃）を徹底する。</li> <li>・夏期の節電アクション・冬の省エネ対策を実施する。</li> <li>・水曜庁内一斉ライトダウンを実施する。（再掲）</li> <li>・空調設備機器の稼働台数を削減する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱利用により終業時間より早めの空調停止に努める。</li> <li>・ブラインド等を有効に利用して冷暖房の効果を高める。</li> <li>・クールビズ、ウォームビズを実施する。</li> </ul>
OA機器類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離席時や長時間使用しないパソコン等の電化製品は、省エネモード又は電源をOFFにする。</li> </ul>
給湯器・電気ポット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給湯器等の設定温度を下げ、利用しないときは電源を切る。</li> </ul>
職員への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気使用量を把握し、定期的に職員へ周知を図る。</li> </ul>

### 3-3-2 燃料使用量の削減

取組分野	取組内容
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不用なアイドリングや急発進、急加速をしない。</li> <li>・合理的な運行ルートを選択し、走行距離を抑制する。</li> <li>・カーエアコンの使用は控えめにする。</li> <li>・エコドライブ講習を実施する。</li> </ul>
自動車の利用抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の近距離（半径1キロメートル以内）の移動は、原則、自転車で移動する。</li> <li>・ノーカーデいの導入検討・実施を図る。</li> </ul>
公共交通機関の利用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ出張を実施する。</li> </ul>
冷暖房機の適温化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房機器の適温化を図り、燃料使用量の抑制を図る。</li> </ul>
職員への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料使用量を把握し、定期的に職員へ周知を図る。</li> </ul>

### 3-3-3 省資源の推進

取組分野	取組内容
用紙使用量の削減 (適切な使用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最小限の印刷や両面コピーを徹底する。</li> <li>・パンフレット等の配布物の印刷は必要最小限とする。</li> </ul>
(ペーパーレス化の推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループウェアを活用し、ペーパーレス化をはかる。</li> <li>・庁内における電子メール等の送信時における添付ファイルの取扱いについて、ルールづくりを行い必要最小限の印刷とする（原則庁内の事務連絡の通知文の印刷は行わない）。</li> </ul>
グリーン購入の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品やサービスの購入にあたっては、別に定める「グリーン購入ガイドライン」に基づき、環境負荷の少ない商品を優先的に調達するよう努める。</li> </ul>
廃棄物排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイ箸の持参、利用に努める。</li> <li>・マイボトルやマイカップの持参、利用に努める。</li> <li>・昼食時は回収可能な容器を選ぶよう努める。</li> <li>・マイバッグを利用し、買い物袋を持参するよう努める。</li> <li>・雑がみ、ペットボトル等の資源ごみの分別を徹底する。</li> <li>・ごみ箱数は可能な限り削減する。</li> </ul>
水道使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な節水に努める。</li> <li>・施設の新設、改修時に蛇口を節水型に変更する。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者向けに節水の啓発看板を設置する。</li> <li>・水道メーターをチェックし漏水の点検を実施する。</li> </ul>
--	--

## 第4章 計画の進行管理

### 4-1 推進体制

#### 4-1-1 計画の策定・進行管理

次の推進体制により計画の推進を図る。

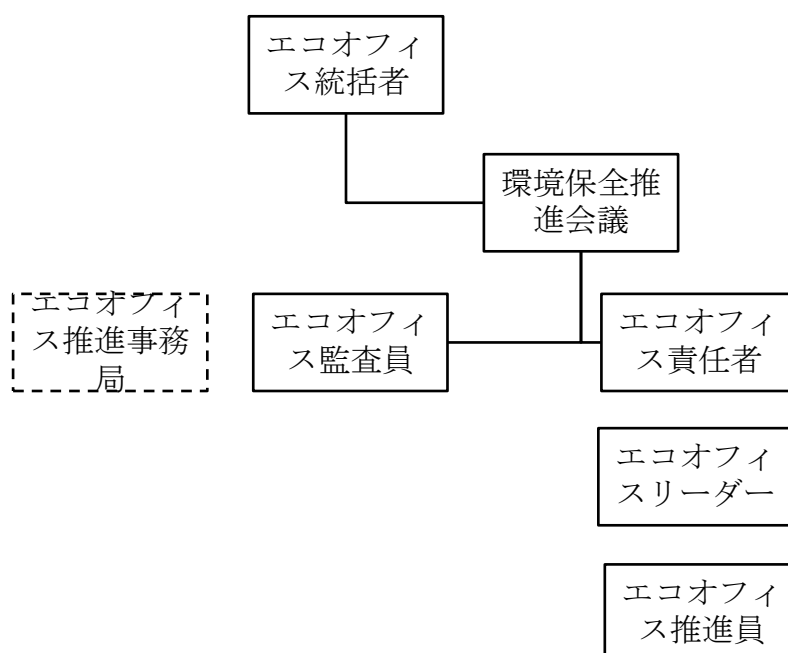
#### 【環境保全推進会議の構成】

市長、副市長、教育長、政策室長、総務部長、健康福祉部長、市民生活部長、都市建設部長、教育部長

#### 【推進体制】

エコオフィス統括者 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の見直し指示</li> <li>・計画の見直し案の決定</li> </ul>
環境保全推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の進捗状況・評価・見直し等の検討・指示</li> <li>・その他必要な事項の検討・指示</li> </ul>
エコオフィス責任者 (課長級職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属の各調査結果等の取りまとめ・評価・報告</li> <li>・エコオフィス推進員への環境配慮行動の実行指示</li> </ul>
エコオフィスリーダー (係長級職員・各課1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属の各調査の実施・評価・報告</li> <li>・エコオフィス推進員への環境配慮行動の実行指示</li> </ul>
エコオフィス推進員 (全職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮行動の実施</li> </ul>
エコオフィス監査員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被監査部署の環境配慮行動の取組状況の監査</li> </ul>
エコオフィス推進事務局 (市民生活部環境課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画推進のために必要な事務処理・情報提供</li> </ul>

－推進体制図－



## 4-1-2 計画の評価等

### 4-1-2-1 取り組みの報告

- (1) エコオフィスリーダーは、毎年度、上半期（10月）、下半期（4月）に「環境負荷実態調査表」、「グリーン購入チェックシート」を作成する。
- (2) エコオフィス責任者は、毎年度、上半期（10月）、下半期（4月）に「環境負荷実態調査表」、「グリーン購入チェックシート」をエコオフィス事務局に報告する。
- (3) エコオフィス事務局は、環境保全推進会議に毎年度1回、エコオフィスの取り組み結果及び進捗を報告する。
- (4) 各部署は、「環境行動確認表」を毎月1回作成し、エコオフィス事務局に報告する。

### 4-1-2-2 取り組みの点検・評価

- (1) エコオフィスの取り組み状況は、毎年度1回、環境保全推進会議において点検・評価を行う。エコオフィス統括者は、環境保全推進会議の点検・評価の結果を踏まえ、必要な指示を行う。

#### (2) 「エコオフィス監査」の実施

##### ①エコオフィス監査員研修（エコオフィス事務局）

毎年2月に、エコオフィス監査員養成研修を実施する。

##### ②エコオフィス監査の実施（エコオフィス監査員・エコオフィス事務局）

ISO 内部品質監査の中で各部署のエコ活動の実施状況を監査する。各部署から提出された「環境負荷実態調査表」「グリーン購入チェックシート」及び「環境行動確認表」に基づき聞き取り調査を実施する。また目視で確認できるエコ活動等については「エコ監査チェック表」に記入し、各部署の取組状況を確認する。

##### ③監査結果の報告（エコオフィス事務局）

監査終了後、グループウェア掲示板で監査結果を公表する。

### 4-1-2-3 取り組み状況等の評価

エコオフィス事務局が取りまとめた各部署の取組状況について環境保全推進会議で評価を行う。エコオフィス統括者は、点検と評価の状況に応じて必要な指示を行う。

### 4-1-2-4 取り組み状況等の公表

計画の進捗状況については、毎年度、ホームページ等により公表する。

## 4-1-3 計画の見直し

エコオフィス統括者は環境保全推進会議において、エコオフィス責任者から報告された計画の進捗状況及び評価について検討し、必要に応じて数値目標、取組方法、取組内容等

を見直す。

#### **4-2 職員啓発・研修**

計画の推進をはかるため、職員に対し「環境行動確認表」及び「エコ監査チェック表」について取組状況を周知し、啓発する。また、エコオフィス推進事務局は、地球温暖化をはじめとする環境問題の重要性を理解し行動するための資料、情報等を提供するとともに必要に応じて研修を行う。

# グリーン購入ガイドライン

製品を購入する際はこのガイドラインの「判断の基準」に従い、グリーン購入法に適合した製品を購入することを原則とする。

なお、このガイドラインに定めのない品目についても、環境ラベルのついた製品など、できる限り環境への負荷が少ない製品の購入に努めること。

また、全ての品目について環境省「グリーン購入の調達者の手引き」における配慮事項に沿った製品の購入に努めること。

## 基本原則

---

### 【購入前】

- 1 現在使用しているものの修理が可能か検討する。
- 2 常時使用しないものは、他部署からの借用を検討する。
- 3 購入ではなくレンタルやリースが可能か検討する。

### 【購入時】

- 1 部品交換や修理が容易なものなど、長期間使用可能なものを選ぶ。
- 2 詰め替えや補充交換できるものを選ぶ。
- 3 省資源、省エネルギー、また、再生材が多く使用されているものを選ぶ。
- 4 使用后、リサイクルが可能なものを選ぶ。
- 5 過剰包装していないものを選ぶ。
- 6 製品が作られてから廃棄されるまでの過程で、環境への負荷が少ないものを選ぶ。
- 7 製品、サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手、活用して購入する。
- 8 環境負荷の低減に努めている事業者から製品やサービスを優先して購入するよう配慮する。
- 9 必要なものを最小限購入するようにする。

### 【使用時】

- 1 環境に負荷をかけないよう適正に使用する。
- 2 常時使用しないものは、他部署との共同利用を心がける。

### 【廃棄時】

- 1 廃棄前にほかの活用方法を検討する。
- 2 処分するとき、リサイクル可能な部分については正しく分別する。
- 3 再利用が可能なものは、使用する部署がないかグループウェアに掲出する。

# 判断の基準

## ■紙類

参考となる環境ラベル等：エコマーク



※エコマーク認定品（No.106,107,108）は、グリーン購入法に適合しています。

■ 品目及び判断の基準	
コピー用紙、印刷用紙	・総合評価値が80以上
フォーム紙 インクジェットカラープリンタ用塗工紙	・古紙パルプ配合率が70%以上 ・白色度70%程度以下（フォーム紙のみ）
トイレットペーパー ティッシュペーパー	・古紙パルプ配合率100%

## ■文具類

参考となる環境ラベル等：エコマーク



※エコマーク認定品（No.112）は、グリーン購入法に適合しています。

■ 品目及び判断の基準	
インデックス、付箋紙	・古紙パルプ配合率が70%以上
スタンプ台、朱肉 ステープラー	・再生プラスチック配合率が70%以上
クラフトテープ、両面粘着紙 テープ、事務用封筒（紙製）、 窓付き封筒	・古紙パルプ配合率が40%以上
粘着テープ	・再生プラスチック配合率が40%以上
上記以外の品目	【主要材料がプラスチックの場合】 ・再生プラスチック配合率70%以上

	<p>【主要材料が木の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材等の木材を使用</li> </ul> <p>【主要材料が紙の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙パルプ配合率50%以上</li> </ul>
--	--

## ■画像機器等

参考となる環境ラベル等

エコマーク



※エコマーク認定品 (No.112) は、グリーン購入法に適合しています。

国際エネルギースタープログラム (エネスタ)



※国際エネルギープログラムの画像機器 (Ver.2.0) 適合機種は、グリーン購入法の消費電力に係る判断基準を満たしています。

■ 品目及び判断の基準	
コピー機 複合機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際エネルギースタープログラム適合(2.0Ver)</li> <li>・紙類の判断基準を満たした用紙の使用が可能</li> </ul>
プリンタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際エネルギースタープログラム適合(2.0Ver)</li> <li>・紙類の判断基準を満たした用紙の使用が可能</li> </ul>
ファクシミリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際エネルギースタープログラム適合(2.0Ver)</li> </ul>

## ■オフィス機器等

■ 品目及び判断の基準	
シュレッダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機時消費電力 1.5w以下</li> <li>・低電力モード又はオフモードへの移行時間は 10 分以下</li> </ul>

## ■ テレビ

参考となる環境ラベル等

エコマーク



※エコマーク（No.152）認定品は、グリーン購入法に適合しています。

統一省エネラベル



※統一省エネラベルの4つ☆、5つ☆のものはエネルギー消費効率に係る判断の基準を満たしています。

### ■ 品目及び判断の基準

テレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一省エネラベル☆4つ以上</li> <li>・リモコン待機時の消費電力0.5w以下</li> </ul>
-----	---

## ■ エアコンディショナー等

参考となる環境ラベル等

統一省エネラベル



※家庭用エアコンについては統一省エネラベルの4つ☆以上の製品はエネルギー消費効率に係る判断の基準を満たしています。

省エネラベリング制度



※ストーブについては、省エネラベルが緑色の製品は判断の基準を満たしています。

### ■ 品目及び判断の基準

エアコン	1 表の区分ごとの基準エネルギー消費効率を満たすこと。		
	区分	冷房能力	基準エネルギー消費効率
	家庭用エアコン	4.0kW 以下	※基本指針「表1」
	上記以外の家庭用エアコン	4.0kW～ 28kW 以下	※基本指針「表2」 ☆4つ以上
	業務用エアコン	50.4kW 以下	※基本指針「表3」の区

			「表 3」	分ごとの数値の 88%以上
※環境省「グリーン購入基本指針」のエアコン欄に対応				
ストーブ	・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 100%以上			

## ■照明（ランプ）

参考となる環境ラベル等

エコマーク



※電球形 LED ランプについて、エコマーク (No.150) 認定品はグリーン購入法に適合しています。

省エネラベリング制度




※電球形蛍光ランプについて、省エネラベル（緑色）は、エネルギー消費効率の判断の基準を満たしています。

### ■ 品目及び判断の基準

蛍光ランプ 直管型蛍光ランプ (40 形)	区分	ランプ効率	その他の基準
	高周波点灯専用形 (インバータ) (Hf)	100lm/W 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ra80 以上</li> <li>・ 定格寿命 10,000 時間以上</li> <li>・ 管径 25.5 mm(±1.5)以下</li> <li>・ 水銀封入量が 5m g 以下</li> </ul>
ラピッドスタート 形	85lm/W 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ra80 以上</li> <li>・ 定格寿命 10,000 時間以上</li> <li>・ 管径 32.5 mm(±1.5)以下</li> <li>・ 水銀封入量が 5m g 以下</li> </ul>	
電球形状ランプ (電球形 LED ラ ンプ)	区分	ランプ効率	その他の基準
	昼光色、昼白色、 白色	80lm/W 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ra70 以上</li> <li>・ 定格寿命 40,000 時間以上</li> </ul>
	温白色、電球色	70lm/W 以上	
ビーム開き 90 度未 満の反射形	50lm/W 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ra70 以上</li> <li>・ 定格寿命 30,000 時間以上</li> </ul>	
※調光・調色対応ランプは基準値（最大消費電力時）から 5lm/W 緩和。			



電球形状ランプ (電球形蛍光ランプ)	区分	ランプ効率	その他の基準
	※省エネ法の区分ごとの基準値以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定格寿命 6,000 時間以上</li> <li>・水銀封入量が 4m g 以下</li> </ul>
※環境省「グリーン購入基本指針」の「電球形蛍光ランプ」の表2を指す			
電球形のランプ (その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランプ効率が 50lm/W 以上</li> <li>・定格寿命が 6,000 時間以上</li> </ul>		

## ■ 自動車

参考となる環境ラベル等

自動車燃料費性能評価・公表制



※上記マーク製品は、グリーン購入法の自動車の燃費基準を満たしています。

低排出ガス車認定制度



※上記マーク製品は、グリーン購入法の自動車の排出ガス基準を満たしています。

(乗用車：4つ☆、乗用車以外：3つ☆)

### ■ 判断の基準

下記のいずれかの自動車であること。

1 下記に掲げる次世代自動車であること。

(ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車は燃費基準あり)

- (1) 電気自動車
- (2) ハイブリッド自動車
- (3) 燃料電池自動車
- (4) クリーンディーゼル自動車 (乗車定員 10 人以下の乗用自動車に限る)
- (5) 天然ガス自動車
- (6) プラグインハイブリッド自動車
- (7) 水素自動車

2 ガソリン車、ディーゼル車 (クリーンディーゼル車を除く)、LPガス車については燃費基準及び排出ガス基準を満たすこと。

## ■ 乗用車用タイヤ

参考となる環境ラベル等：低燃費タイヤ統一マーク



※低燃費タイヤ統一マークはグリーン購入法の基準を満たしています。

### ■ 判断の基準

- ・ 転がり抵抗係数が 9.0 以下かつウェットグリップ性能が 110 以下であること。
- ・ スパイクタイヤでないこと。

## ■ 制服・作業服

参考となる環境ラベル等

エコマーク



※エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合していません（条件あり）

エコ・ユニフォームマーク



※上記マーク貼付品は、グリーン購入法に適合していません。

PET ボトルリサイクル推奨マーク



※上記マーク品は、再生 PET 配合率 25%以上の基準を満たしています。法に適合して

### ■ 品目及び判断の基準

制服 作業服	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生 PET 樹脂配合率 25%以上（裏生地を除く）</li> <li>・ 再生 PET 樹脂配合率 10%以上かつ回収システムの保有</li> <li>・ 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上</li> <li>・ 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上かつ回収システムの保有</li> <li>・ 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有</li> </ul>
帽子	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生 PET 樹脂配合率 25%以上</li> </ul>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・再生 PET 樹脂配合率 10%以上かつ回収システムの保有</li><li>・故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上</li></ul> |
|--|--|